

核融合科学研究所学術経営会議規則

制 定 令和5年3月14日 核研規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号）第15条第5項の規定に基づき、学術経営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の研究教育の計画に関する事項
- (2) 研究所の組織に関する事項
- (3) 研究所の予算に関する事項
- (4) ユニットの人事に関する計画に関する事項
- (5) その他、研究所の学術経営に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 研究部長
- (4) 管理部長
- (5) 技術部長
- (6) 核融合科学学際連携センター長
- (7) プラットフォーム企画室長
- (8) 研究教育改善室長
- (9) 臨時委員

2 前項第9号の委員は、研究教育に関する緊急的な案件について審議する必要があると所長が判断した場合、研究教育職員から数名を上限として、所長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第9号の委員の任期は、前条第2項に定める研究教育に関する緊急的な案件についての審議が終了した日までとする。

(議長)

第5条 会議は、所長が招集し、その議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した者が議長となる。

(委員会)

第6条 会議は、その審議すべき事項を分担させるため、必要に応じて、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会には、第3条第1項各号に定める者以外の者を加えることができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、定期に開催するほか、構成員が特定の案件について会議の開催を求めたときは、所長は速やかに会議を招集し、当該案件を審議しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議結果の通知)

第9条 議長は、会議の審議結果を、研究所の職員に対して、速やかに文書をもって通知する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に会議が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。